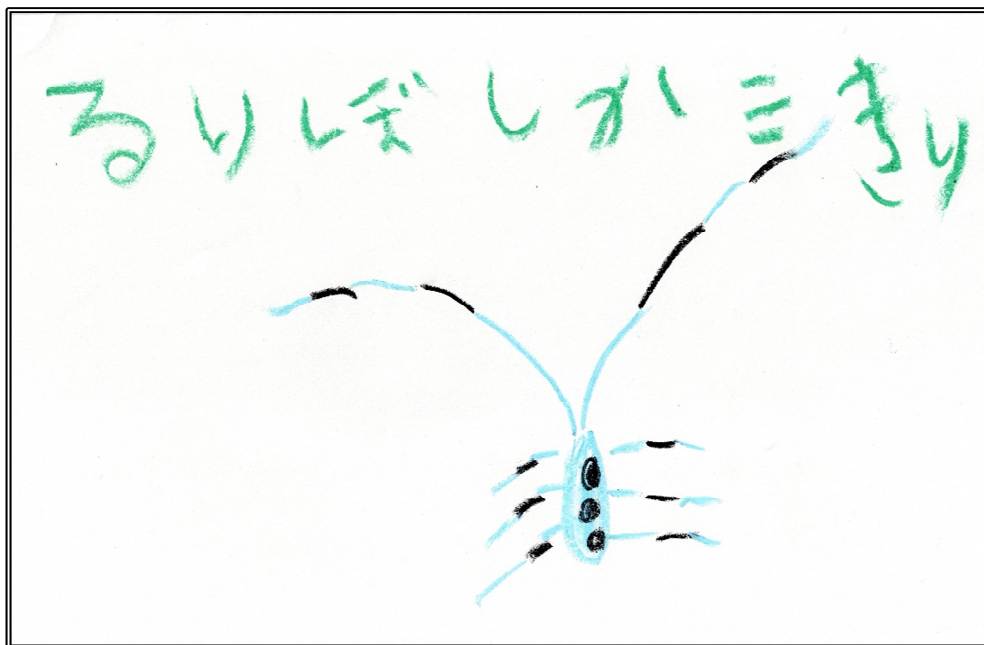


しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西

ニュースレター Vol.70



(小1 U.Y.)

【もくじ】

2. クリスマス交流会
3. エンパワメントセミナー「発達しょうがいを知る」
4. 離婚後共同親権について法制審議会で発表
5. 養育費を得るまでの道のり、まだ半ば
6. 養育費減額請求
7. 生活実態アンケートから見えてきたもの
8. 裁判傍聴の記(併給調整違憲訴訟)
9. 奨学金、春は別れと出会いの季節
10. 地域グループからの報告
11. 活動日誌
12. これからの予定

Facebook も
ご覧ください

〒531-0074 大阪市北区本庄東2-2-31 新納ビル502 TEL/FAX 06-6147-9771

HP: <https://smf-kansai.main.jp/> Eメール: mail@smf-kansai.main.jp



みんな集まれ！クリスマス交流会だよ～!!



☆報告☆ 参加親子 42 人で、会場いっぱいになりました。「行く前、雨も降って寒くて…行くかどうか悩んでいたのですが、参加できて本当によかったです」というシングルマザーの声があったように、いかにもクリスマス時期の悪天候。しかし、コロナ禍 3 年ぶりのクリスマスが満員御礼でようやく開けた。飾り付けも多数の親子で協力でき、各テーブルのあれこれも参加型で、クリスマスを楽しめた。寄付でいただいた美味しいショートケーキの嬉しいハプニングもあり、こわい山姥のお話の紙芝居は真に迫るおもしろさで、親子で楽しめたね。来年もやりたい。おしゃべり交流もできたね。(M)

クリスマスの飾りつけも楽しかったし、紙芝居も読むのがうまかったです。クリスマスケーキもおいしかったです。プレゼントありがとうございました。自己紹介もわかりやすく、よかったです。お米とか、いろいろなもの本当にありがとう！



初めてお会いしたファミリーも同じテーブル、空間をともに過ごさせてもらうことで、親子ともども楽しい時間となりました♪息子は知らない間に、同じテーブルでお友達を作り楽しんでいましたし、私もお母さん方とお話しができ嬉しかったです。このような機会をつくってくださり、いつもありがとうございました

「たべられたやまんば」のかみしばいの「やまんば」がこわかった。

とても楽しい一日でした！共同親権の話は、もう関係ないと思っていたけど、成立しているひとり親も関係あるときいてドキッとしました。しっかり確認して、パブコメします。

子供 3 人いるので、お米が助かります。

仕事、仕事で、なかなかクリスマスツリーすら出すことさえしんどくなっている中で、かわいらしいケーキとプレゼントに目を輝かせていました。ありがとうございました。

今日はありがとうございました。ケーキを食べられてうれしかったです。かわいいサンタブーツのクリスマスプレゼント、うれしかったです。





エンパワメントセミナー 発達しょうがいを知る



2月26日(日)大阪市住まいの情報センターで、しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西のエンパワメントセミナーを「発達しょうがいを知る」というテーマで開催。

高槻の吉本草蔵さん(公認心理士)を招き有意義なセミナーとなりました。現役シングルマザー当事者が16名+スタッフ10名と保育の子供5名を子ども情報センター桃組さんの保育士さん2名にお世話になりました。

しょうがいをもつお子さんの悩みを発言される方が多く、涙ながらの不安の訴えをされる方、大丈夫よと経験を語られる場面一同深く同調したりして、このセミナーを企画して良かったなと思いました。

お子さんがパニックのときはクールダウンして待つことの意義、食事の大切なことなどのお話が心にぐっと来ました。余裕のないわたしたちは一緒にパニックになりがち。食もきっちり提供できない。もちろん経済的理由もあるし。

シングルマザーの当事者も不安で眠れないような日々があった経験を経て、若い当事者の生きづらさがわかるだけに、みんなで生きていこう、乗り越えられるよと言葉にはせずとも。またこんな企画したいなと思いました。吉本さんの自らの子育て経験が会場にも伝わりつながれて良いセミナーでした。

ひとり親のきびしい現状は変わらないですが、不安を語る、共有しつつ希望があること、変わっていくことを学べた一日でした。(優性思想的な変化ではなく)(KS)

自分の子どもが、発達障がいと診断されたときは、頭が真っ白になって、普通学級に通えないのでは?と悩んだりしましたが、支援学級でもいいや、就労支援を受けることになってもらっていいやと思えました。今のわが子を受け止め褒めまくりたいと思えました。ありがとうございました!!

今の私の目標は、子どもに怒らず余裕をもって接することです。最近仕事を始めたばかりで余裕がなく、子どもを否定する言葉を言ってしまったり、自分に罪悪感を覚えて責めて悪循環になってしまったりしていました。(中略)子どもにしまったことは戻らないですが、今からでもしっかりと関わっていきたくと改めて思うことができました。ありがとうございました!

「発達障がい」「自閉症」だけでなく、すべての子育てに当てはまる内容で良かったです。生きやすい世の中ではないので、その中をどうやって生き抜いていくのか・・・子供に教えて行きたいです。

いつか、子供に自信を持って接したい。いつも余裕がないお母さんを卒業したい。目標ができました。ガンバルゾ。



離婚後共同親権について法制審議会で発表

過日、離婚後共同親権についてパブリックコメントの募集が行われましたが、募集期間中の1月下旬、法制審議会に参考人として招集され発表をしてきました。私は離婚後も両親が子育てにおいて協力し合うケースの当事者として、離婚後共同親権に反対する意見を述べてきました。

当事者として、私がいちばん訴えたいのは、離婚した両親が子どもに関して協力し合うのに単独親権制度は問題にならないということです。実際のところ、元配偶者と子どもについて話をしたりするときに、親権について意識することはありません。共同養育を促進するために共同親権は必要ありません。なぜなら、離婚後の両親が協力し合うのに、単独親権はなんら足枷にならないからです。

また、離婚後も別居親が子どもに関わり続けることが子どもにとって良いことだとする考え方も、危険だと考えています。離婚家庭に限らず、各家庭の状況や環境は様々です。それなのに、ひとつのモデルを理想のように扱うのは、排他的で差別を生む考え方だと思います。

法制審議会の質疑応答の場面で「離婚後の両親が協力し合うことを制度化することに反対の立場で…（以下省略）」と発言された委員の方がいらっしゃいましたが、この言葉に共同親権の恐ろしさを感じました。共同親権制度とは、離婚後の両親が協力し合うことを制度化するものなのです。住む場所も様々、子どもの年齢や仕事や家庭の状況も様々であるのに、そのようなことを制度化できるのでしょうか。何よりも、離婚したら元配偶者と子どものことに関して協力し合うことを制度で強制されることが気持ち悪いのです。なぜ、親子関係や親同士の関係、普段の生活に介入されなければならないのでしょうか。制度で私たちの生活をコントロールしようという考えが恐ろしいのです。

他の質問では「協力し合えるのなら、監護権を〇〇さん（私）がもって、相手が親権者になることは考えられないか」というようなことを訊かれました。しかし、別居親が親権を持つ意味やメリットとは何でしょうか。私には、子どもにとって利益となるようなものが思い浮かびません。繰り返しになりますが、協力し合える両親であれば、親権は問題にならないのです。別居親が親権を持つことは、別居親が子どもや元配偶者に対する支配を可能にするものだと考えています。

共同養育を実践している人の中には、共同親権の方が平等だとか対等だという人もいますが、それは親目線だと思います。協力できる関係だから、親目線でも子どもにとって問題にならないのでしょうか、この考え方は親権を権威的にとらえているように感じます。親権は、子どもを守るため、親としての責務を果たすために外部に向かって行使するもので、子どもに対してはむしろ責任だと私は考えています。

共同親権になれば修学旅行や進学のことなどについて両親の同意が必要になりますが、先日NHKの番組において、別居親とも良好な関係にある子どもが「別居親が自分のことを知っていてくれるのはいいことだと思う」という主旨の発言をしていました。子供の発言に異論はありませんが、離婚後も協力し合える両親の場合、別居親が子どものことを知るのに、共同親権が必要かということと大変疑問です。このような放送の仕方には、毎度苛立ちを感じています。

(U.A)



養育費を得るまでの道のり、まだ半ば



離婚当時、まだ1歳にも満たない息子を、一刻も早く元夫の精神的DVから守ろうと離婚を急いでいたため、養育費などの取り決めをしていませんでした。その後、息子の保育園入園・育児休暇からの職場復帰が落ち着いた頃、「息子が成長した時、父親の記憶も残っておらず『僕は父親から愛されていなかった』と思うのではないかと、ふと考えることがありました。確かに、元夫は息子の世話をしたり一緒に遊んだりすることは皆無に近く、自分の機嫌で息子にも無視や怒鳴りつけなどの精神的DVをしていたので、正直なところ私からは愛されていたように見えませんでした。しかし、息子にはそう思っほしくないというの、また親心でした。

そこで「養育費を息子の口座に振り込んでもらい、通帳に数字として残すことで、父親からの愛情を少しでも目に見える形で表現できるのではないかと」考え、離婚から1年後に家庭裁判所へ養育費の調停申立をしました。元夫は私との婚姻前に1度離婚歴があり、前妻との間に2人の娘を設けていました。元夫は私との婚姻後も娘たちに養育費を支払っていましたし、娘2人と良好な関係を築いていることも見ていました。私は、そこに僅かな希望を持っていたのです。

ですが、その希望は直ぐに打ち砕かれました。元夫は、裁判所から養育費調停の書類を受け取ると、直後に離職し、約6ヶ月の調停期間、無職・無収入と言いつづけたのです。元夫は、それまでもキャリアアップ転職を何度かしていたのですが、あろうことか、養育費を支払いたくないがために、その転職のタイミングをこの調停期間に当ててきたのです。当時の私は、時短勤務とは言え正社員として勤務していましたので、裁判所は私の方が収入があると判断し、元夫からの養育費を月額1万円と決定しました。調停成立後「養育費低減のために離職までする元夫のことだから、月額1万円すら払ってこないのでは？」と案じていたところ、本当にその通りとなり、息子には申し訳ない気持ちになりました。

元夫は、養育費調停の書類が届くと、離職とは別に、もう一つ私に嫌がらせのようにしてきたことがあります。別件（詳細はまたの機会があれば）で調停申立をしてきたのです。この調停は養育費調停と並行して行われ不調に終わり、後に高等裁判所までもつれ込む3年がかりの裁判となりました。問題は、その裁判中の元夫の証言により、元夫が養育費調停中に無職・無収入と言っていたことが虚偽であり、調停期間中に再就職し、しかも私より大幅に高い年収を得ていた事実が発覚したことでした。そこで、私は元夫との裁判終了後、当初の養育費調停は元夫の虚偽申告により月額1万円と決定したことを不服とし、弁護士を通じて家庭裁判所へ調停やり直しの申立をしました。

私が新たな養育費決定額を当初の調停時に遡及して適用することを希望していたにも関わらず、裁判所の決定は「養育費は月額5万円・支払義務は本調停の申立月から」。当初の調停時への遡及はなく、且つその決定理由は「当時の私が、元夫が再就職しているかどうか気に掛ける言動がなかったから」とのことでした。当初の養育費調停は、弁護士に依頼せず私1人で対応していました。元夫が無職・無収入だと言いつづけ、完全にそれを信じている調停員に説得される中、一個人の私が「本当は再就職をしているのでは？」と考えて調査したりするはずもなく、裁判所の決定理由には納得がいきませんでした。しかも、これでは嘘をついた方が得をすることになってしまいます。結果、現在は不服として再度申立するか弁護士と検討中です。

依然、元夫は養育費を支払って来ていません。裁判所への不服申立如何を問わず、弁護士とは元夫に対する給与・財産の差押えも視野に入れた話合いをしています。子どもの当然の権利として、息子が養育費と（見かけだけでも）父親の愛情を得られるよう、今後も戦っていきたくと思います。(U.Y)

6 年程前に離婚して、パートで働きながら中学生の子どもを育てています。仕事と家事、子育ての他に、認知症の母の介護があり、長時間働くことができず、日々の節約でなんとか生活をしている状態です。協議離婚で養育費の取り決めを行い、有責者である夫から 6 万円を出すと提案があり、合意することになりました。

面会交流は子どもが望む限り制限なしで会えることとしました。元夫とはその後も何かあれば連絡を取り合う様な関係だったので、子どもの行事への参加や写真を送るなどの交流もあり、良好な関係を築いていましたが、ある日元夫から「養育費を減らしてくれないか」と LINE が届きました。その頃はコロナ禍によりパート先も休業や時短営業で、収入はほとんどない状況だった為、コロナが落ち着いて仕事が増えるまで待つと頼み、話は一旦終わりました。

ところが、それから半年後に突然裁判所から養育費減額調停の封書が届きました。元夫からは何も聞いておらず、驚きと不安で胸が苦しくなりました。減額理由は、離婚前から交際していたシングルマザーの女性と再婚して子どもが生まれたことで、連れ子 2 人と合わせて 3 人の子どもを扶養することになった為、生活が苦しくお金が無くなったからということでした。(借金もあり、それが奥さんにばれてしまった。)

元夫は他県に住んでいる為、お互いが自分の住んでいる場所近くの家庭裁判所へ出向き、私は調停員と直接話し、元夫は電話で話すという形式で行われました。元夫は「養育費算定表」に基づいて決めてほしいと希望しており、私はできる限り現状維持を訴えました。お金がなく弁護士を雇うことはできないので、法テラスや役所の無料法律相談を何度も利用し、沢山の資料を提出して調停に臨みましたが、扶養家族が大幅に増えたという正当な理由がある為、かなり不利な状況で調停が進み、3 回目の調停で 4 万円台の案が出され合意に動いていましたが、コロナで短縮された調停時間内に、手続きを終わらせることができなかったので、次回にもちこされることになりました。

4 回目の調停で、前回決まりかけていた 4 万円の話を進めていたのですが、元夫の気が変わり、3 万円しか払わないと言い出しました。調停員から「時間が延びれば延びるほど、相手の気持ちが変わるのはよくある事、このまま交渉してももっと下げられてしまうよ。審判になったとしたら、3 万円を切る金額しか出ないから、このあたりで妥協した方が良いよ」と説得され、あまりにも理不尽で納得できなかったのですが、今後の生活を考え、悔し涙を流しつつ合意手続きを終えることとなりました。

離婚時にはスムーズに取り決めができて、子どもへの思いやりや誠意を感じていましたが、今回の調停の過程において、あまりにも身勝手な言動や行動に、抑えきれない怒りや悔しさが残る結果となりました。子どもも調停中の私を見ていたことで、大好きだった父親に対する思いが変わり始めているようで、面会しなくてもいいと言い出し、今も対応に悩んでいます。

(S より)



生活実態アンケートから見てきたもの

アンケートにご協力してくださった皆様ありがとうございました。その一部をご紹介します。コロナ禍はシングルマザー親子の生活に大きな打撃を与えましたが、現在の物価高はそれ以上の影響を大きく与えています。



教育費：

「高学年になると塾代が高額なので不安」

「私学中学を目指した際の費用の調達に困っています。」

「中学あたりから塾代、お弁当代(食材費)、授業料、定期代など本当にお金がかかります。」

光熱費：

「冬は2～3日に1回の風呂にするなど節約しているが、ガスが値上がりして困っている。」

「冬で寒いが、光熱費が高いので休みの日はなるべく布団から出ないで引きこもっている。」

通信費：

「通信費が高いように思う。インターネット、固定電話、親子のスマホ2台分で3万円以上かかる。今の時代必須なのに高すぎる。」

「小学生から携帯を持つ時代で子どもが大きくなるにつれて負担が大きい。」

食費：

「多くは使えないので物が高い分、おかずは1品だけになりがちで栄養面が心配です。」

「物価が上がり、ごはんの量を減らすしかなく1日1食の時もある。できる限り子供には食べさせている。」

「子供達にはデイサービスで食べてもらって浮かせていますが、私は食パンや具なしのパスタなど炭水化物ばかりで子供たちも給食がなくなる高校生のことが不安です。」

「物価が上がり、肉・魚を食べる回数がぐんと減りました。子どもたちは益々食べ盛りになりますが食べさせてあげられる量は減り、子どもの成長に悪いだらうと胸が痛み続ける一方です。」

住宅費：

「家賃の減免期間が終了するので支払えるか不安。」

「市営住宅に申し込みはしているが、当たらない。家賃が高い。」

このような生活困窮の中、私たちは次のような社会政策が必要だと考えています。

今、児童手当の所得制限のことが各政党や政府の中で論議されていますが、それと同様に低所得のひとり親と子どもへの経済的保障としての児童扶養手当の大幅な拡充政策が必要と私たちは考えています。具体的には給付の所得制限を大幅に上げることや2人目3人目以降の子供にも一人目の子供と同様の手当を保障することです。子供一人一人の生存権や教育権が保障される必要があります。また、障がいを持つ子どもへの特別児童扶養手当、医療費助成も、全国的に一人ひとりの子どもに平等に保障するように改善を求めます。

そして、一時的な支援金より継続的に福祉制度や社会保障の充実を図ることが重要です。

これとともに必要なのは、「当たり前」の働き方です。2つも3つも仕事を掛け持ちして長時間労働で賃金を得るのではなく、1日8時間普通に働いたらシングルマザー親子がまともに食べていけて、学習や文化的活動、そして教育費などの貯金もできるという働き方です。これは労働者として当たり前の要求です。(絹)



裁判傍聴の記 障害のあるひとり親の児童扶養手当併給調整違憲訴訟の経過

1月24日、第6回控訴審が開かれた。国側が39ページに及ぶ反論を出してきた。控訴人側が次回反論する。今回、書面で子どもの権利条約や障害者権利条約、ILO条約などを論拠に子どもの生存権や障害者差別の観点から国に反論がなされた。裁判後の報告集会で、2011年に金沢地裁で「遺族年金と児童扶養手当の併給調整」について争った裁判で、原告側が敗訴になったことが報告された。

この裁判を私は知らなかった!!! しかし、親の「年金」と子どもの「児童扶養手当」の併給調整を廃止するべきだと思う。だから、この裁判は、非常に大切である。(ET)



【お知らせ】◆第七回控訴審◆

4月27日(木) 10:30 大阪高等裁判所

ぜひ傍聴してね

◆◇ 会費・寄付のお願い ◇◇

いつも寄付やお米・食品・お菓子などのご支援ありがとうございます。頂いた食品類は全て、クリスマスの時やセミナーの時、また年末の臨時緊急食料支援などでシングルマザー世帯に配布しました。なおクリスマスやセミナーの費用、食品・図書カード・ニュース等の送料は、寄付金を使わせて頂きました。ありがとうございました。どうか、今後ともシングルマザー親子のご支援に、食品類や寄付金のご支援をお願いします。

★**会費のお願い**：当会の運営を支えるために、年会費(3,000円、賛助会費5,000円)をお願いしています。年度は4月1日から翌年の3月31日までです。

☆**ご寄付も募っています**。税金の控除はありません。宜しくをお願いします。

★**受領証等**をもって領収証に代えさせていただきます。

領収証の必要な方は、振替用紙にチェックを入れるか、その旨記入してください。

☆**郵便振替口座**： 記号 00920-4 番号 150163

加入者名： しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西



奨学金、春は別れと出会いの季節

お子様のご進学、ご進級おめでとうございます。我が子の成長がうれしい反面、気になるのが教育費ではないでしょうか？ここでは、高校と大学にまつわる奨学金（給付型・貸与型）について私自身（大学生・高校生の子がいるシングルマザー）の実体験を踏まえて書いてみようと思います。以下は、大阪府の場合です。

高校：高校進学時には、「大阪府育英会」（<https://www.fu-ikuei.or.jp/>）に申請します。中学3年生在学時に予約ができます。詳細はお子様の在籍されている中学校へお問合せください。高校在籍時に使える奨学金のお話をします。

「高等学校等奨学のための給付金受給申請手続き」です。

国公立（<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>）

私立（https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syougaku_kyuuhu.html）

内容をざっくり説明すると、「就学支援金とは別に、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、該当世帯に給付金を支給します」というものです。

通常申請のほか、**家計急変世帯も対象**になっています。申請には「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額証明書」（勤務されている方は、職場から給与明細などもらえると思います）などが必要です。該当世帯かどうか、フローチャートなどもあります。

私の場合は大学生（同一生計ですが、自宅外）と高校生の子供がいる世帯。フローチャートをみても、よく分からなくて対象外だろうと申請しませんでした。しかし高校から就学支援金を申請後、「対象となる可能性があります。お子様が安心して教育を受けられるよう、是非申請してください」と手紙と書類をいただきました。

締切日まで日数もなく、県外で下宿する子供に保険証の写メをしてもらいそれを急いで印刷して、期日までに提出しました。結果、14万ほどの給付決定額が決まりました。詳しい金額、条件などはHPを参照してみてください。私の体験から、やはり自己判断せずに、教育委員会や高校に問い合わせしてみるべきだったと思います。

大学：日本学生支援機構（<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>）の給付型・貸与型の奨学金（子供が借りて、子供が返す）があります。**給付型は返済不要**。貸与型は、高校2年生までの成績で3.5以上が第一種（無利息）、それ以外が第二種（有利息）です。お子様が高校3年生になると、生徒向けに予約採用の説明会がありネットで申込みします。保護者向けは、高校2年生の終わり頃に説明会を開く学校が多いです。評定が3.5に届かなくても、進学したいという意欲（お子様が書類に記入し、担任のコメントをもらう）があれば大丈夫。貸与とはいえ比較的低利息ですが、将来返済できるかどうか、お子様の進路を含めて話し合っ

て決めることが大切です。既卒の方も一定期間であれば、奨学金の対象者になります。奨学金の第1回目の振込は早くて5月です。入学前には入らないので注意！入学前は、**教育ローン**を使うことも可能です。これは保護者が借りて保護者が返済しますが、各金融機関の審査があります。入試の1～2か月前に申込するのがおすすめです。合格したのに、間に合わず、払えないということがないように気をつけましょう。特に指定校推薦などは比較的早めにお金が必要になってきます。**最新情報**としては、教育ローンはこれまで返済期間が5・10・15年でしたが、18年が追加されました。ちなみに電話、郵送で手続きは可能です。

その他、シングルマザー向けには、母子寡婦福祉資金貸付金もあります。また、民間で給付型の奨学金を実施するところも増えてきました。申請すれば必ずもらえるというわけではありませんが、お子様の作文などを審査に課しているところが多いです。まずは、ダメモトでも、該当する奨学金があればチャレンジしてみたいかでしょうか？（T・M）

地域グループからの報告



尼崎

《クリスマス会》12/18

今年は手作りケーキ。お母さんたちがカップケーキ、トッピング、生クリーム、イチゴと飲み物を準備して、とってかわいくて美味しいケーキの出来上がり！皆さん、オリジナルなケーキで大満足！子どもたちにはお菓子、ママ達にはビューティーセットのプレゼントがありニコニコ顔で記念撮影！

《プログラミング学習とおしゃべり会》1/15

高校生は学校の「情報」の教科書を使い難関な課題にチャレンジ。小学生は講師に教えてもらって自分たちでゲームを作成。6歳の子はウサギがニンジンを得るゲームを楽しんだ。お母さんたちは別室でおしゃべり会。

セミナー《シングルマザーとお金の話》2/19

講師の久保田あきみさんは、専業主婦から離婚後、教員免許とファイナンシャルプランナーと社会保険労務士の資格を取られた「女性のお金の専門家」。シングルマザーの収入と手当て、皆が気になる児童扶養手当の計算方法とお得な情報。教育費はいくらかかるか？老後資金の準備。キャリアアップのための資格やイデコの話などお得な情報が満載でした。

親子遠足《神戸海洋博物館》3/12

大人と子ども 35名参加。この日は体験型イベント「君も博士になれる展」の最終日でもあり超満員。特に「体内探検」は長蛇の列。これは巨大な目玉や脳、骨、臓器などの人体パーツで作られた体内探検アトラクション。大きな口から入って人体の中を歩き周りながら、人間のカラダの不思議や仕組みを直感的に学び体験できるもの。「自分が食べ物になり口、胃、腸を通り最後にウンチになってでてくるのが面白かった！」との感想でした。



西宮

3月11日、数人の新しい方々が参加され、最初は緊張した空気の中で始まりました。今後の不安をどうしていくかの話になり、経験されてきた方々の貴重なご意見から、話は活発

になり、おしゃべり会後もあちらこちらで個々に話されていました。話しっ放し、聞きっ放し、ここだけの話のルールやお互いの信頼関係で、これからも情報や経験を共有して、少しずつでも歩いていけたらと願っています。



箕面

《紅葉狩り》12月3日 参加者の感想

紅葉狩りを計画して頂いてありがとうございます。関西に嫁いできて4年目で、出産後すぐに離婚問題に突入してしまいましたので、観光はおろか日帰り公園さえ、一般家庭に比べますと、ままならない毎日でした。初めて観光気分にはたれて感動しました！

あんなきれいな紅葉と滝と、人混みと…。子どもも子ども同士で走り回り楽しそうでした。昆虫館もありがとうございます！2往復するほど虫をさがしたりして、興味津々で、子どもはいつの間にか成長していると実感しました。美味しいお弁当を準備して頂いて、本当に感謝です！

誰かと一緒に遊びに外出するって、本当に充実です！来てくださった他のママさんにも本当に感謝です！また一緒にどこか行きたいです！！(M.I)



神戸ウエスト

- 12/18 パソコンセミナー・定例おしゃべり会
- 1/15 パソコンセミナー・定例おしゃべり会
- 2/19 活動報告会 コープ共済ささえあい助成「ボランティア体験」活動報告
- 3/19 定例おしゃべり会



明石市受託事業（神戸ウエスト）

- 12/4 クリスマス会
- 1/14 ひとり親家庭交流会
姿勢改善！ストレッチ体操
- 2/12 ひとり親家庭セミナー
明石の子育て制度について学ぼう
- 3/12 ひとり親家庭交流会 明石公園散策

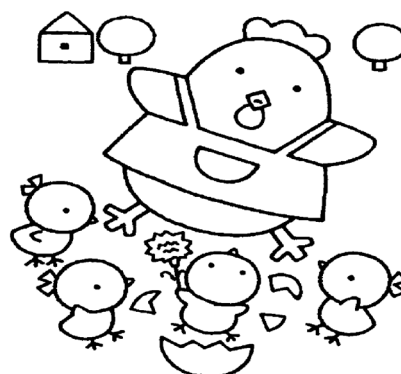
*** 活動日誌 ***

12月1日(木) ニュース発送
12月2日(金) 相談日
12月3日(土) 箕面紅葉狩り
12月4日(日) 明石クリスマス会
12月7日(水) 衆議院院内集会に参加
相談日
12月14日(水) 相談日
12月16日(金) 相談日
12月17日(土) 関西クリスマス会
12月18日(日) 尼崎クリスマス会
神戸おしゃべり会
全国オンライン会議
12月21日(日) 相談日
メルマガ12月号配信
12月23日(金) 相談日
12月26日(月) 年末食糧支援物資配送
12月28日(水) 相談日

2023年

1月6日(金) 相談日
枚方市審議会出席
1月7日(土) 西宮おしゃべり会
1月11日(水) 相談日
1月13日(金) 相談日
1月15日(日) 尼崎おしゃべり会
神戸おしゃべり会
全国オンライン会議
1月18日(水) 相談日
1月20日(金) 相談日
1月22日(日) 定例会議
メルマガ1月号配信
1月23日(木) 図書カードプレゼント
1月25日(水) 相談日
1月27日(金) 相談日
1月29日(月) 理事会
2月1日(水) 相談日
2月3日(金) 相談日
2月4日(土) 相談日
2月8日(水) 相談日
2月10日(金) 相談日

2月12日(日) 木村草太さんのオンラインセミナー
全国オンライン会議
2月13日(水) 相談日
2月14日(火) 中間試算パブコメ72通を法務局に郵送
2月15日(金) 相談日
2月17日(金) 相談日
新日本婦人の会の方来所
2月19日(日) 尼崎おしゃべり会セミナー
相談日
2月22日(金) 相談日
連合大阪の方来所(録画)
2月23日(木) 定例会議
2月24日(金) 相談日
連合大阪の方来所
2月26日(日) 関西セミナー
3月1日(日) 相談日
3月3日(金) 相談日
3月4日(土) 相談日
3月8日(水) 相談日
3月10日(金) 相談日
3月12日(日) 明石親子交流会
尼崎親子野外交流会
全国オンライン会議
3月15日(水) 相談日
3月17日(金) 相談日
3月19日(日) 相談日
3月21日(火) 理事会



各地おしゃべり会 これからの予定

お問い合わせ先：06-6147-9771

日程や内容は変更することがありますので、参加される前にご連絡ください

■尼崎

定例会 第3日曜日 13時～ 会場費：100円

場所：尼崎市立女性センター・トレピエ（阪急神戸線・武庫之荘駅 南出口）

◇4月2日（日） 須磨浦山上遊園に行こう！

◇5月21日（日） セミナー「ひとり親の支援制度」&プログラミング学習支援

◇6月18日（日） おしゃべり会とプログラミング学習支援

■神戸ウエスト

定例会 4月以降未定のため、メールにてご連絡ください

場所：コープミニ東舞子店 組合員室 smfkansaikobewest@yahoo.co.jp

◇お知らせ◇ コープこうべ第5地区本部主催「田んぼ体験しませんか？」

5/14, 6/17, 9/16 参加者募集中（第五地区本部 078-704-5701）

※3回とも参加できる方・

右のQRから

明石市受託事業(未定)



■宝塚

メールでご連絡ください 2018.pokkapoka@gmail.com

■西宮

奇数月の第2土曜日 14時～16時 西宮市男女共同参画センター ウェーブ

西宮市民 先着10名 0798-64-9495（ウェーブ）へお申し込みください

を見てください

■大阪 随時 ホームページを見てください

■電話相談■ 相談電話番号：06-6147-9771

毎週金曜日 15時～19時 ※不定期（土・日）4月は1日・9日の13時から16時

毎週水曜日 13時～17時 ♡5月以降はホームページでご確認ください

第4土曜日 14時～17時

■メール相談■メール：mail@smf-kansai.main.jp HPのお問い合わせ欄から入る

随時受付けています。内容により、回答までしばらくお時間をいただく場合もございますが、必ず返信します。お急ぎでない場合は、是非こちらをご利用ください。